

## 富山市低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (対象となる入札)

第2条 対象となる入札は、予定価格が130万円を超える金額の工事（以下「適用工事」という。）の入札を対象とする。

### (調査基準価格)

第3条 適用工事の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の68

### (入札参加者への周知)

第4条 適用工事の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

### (失格基準価格)

第5条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が低い者から順に3者）の入札価格を平均し

た額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格（以下「相対的基準価格」という。）として設定する。

- 2 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が相対的基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（以下「絶対的基準価格」という。）以上となる場合は、この限りでない。

直接工事費	100分の85
共通仮設費	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が絶対的基準価格に満たない者は、失格とする。
- 4 第1項から前項までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

（落札者の決定の保留）

第6条 入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者（前条第2項又は第3項の規定により失格となった者（以下「失格者」という。）を除く。）がある場合は、落札者の決定を保留する。

（調査の実施）

第7条 調査基準価格を下回る入札があった場合には、失格者を除き、第1号から第3号までの規定により調査を行う。

(1) 調査担当者は、契約課担当者及び適用工事の設計担当者とする。

(2) 調査の方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号の1）を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者のくじによって調査の対象者を決定する。

(3) 調査項目

ア 当該価格により入札した理由（「入札価格の積算内訳書」に対応する明細書を徴する。）

- イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所及び資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち、富山市が発注した工事についての工事成績
- セ 経営状況（取引金融機関又は保証会社等への照会による。）
- ソ 信用状況（建設業法違反の有無、貸金支払の状況及び下請代金の支払状況等）
- タ その他調査担当者が必要と認める事項

#### (4) 調査対象者の責務

調査対象者は、第2号の事情聴取のため、入札価格調査票（様式第1号の2から様式第1号の4まで）及び「入札価格の積算内訳書」に対応する明細書を、調査担当者から指示があった日の翌日から起算して3日以内（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に提出しなければならない。

（低入札価格審査会の設置）

第8条 次条第2項に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置する。

2 低入札価格審査会は、財務部次長、工事設計担当部局次長、契約課長、工事検査課長及び工事設計担当課長並びに会長が指定する職にある者で構成し、会長は財務部次長をもって充てる。

（低入札価格審査会の審査及び意見の表明）

第9条 契約課長は、低入札価格調査書を前条第1項に規定する低入札価格審査会に提出し、意見を求める。ただし、調査基準価格に満たない入札であって、直接工事費を上回るものについては、調査担当者が行う低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合には、意見を求めないことができる。

2 低入札価格審査会は、契約課長から意見を求められたときは、必要な審査を行い、意見を表明する。

（落札者の決定）

第10条 契約課長は、低入札価格審査会の表明した意見に基づき、最低価格入札者の入

札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。このとき、確約書（様式第2号）の提出が必要と認められた場合においては、確約書の提出を求める。

- 2 契約課長は、低入札価格審査会の表明した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- 3 前項に規定する場合において、次順位者が失格基準価格算定対象者であるときは、第7条及び前条並びに第1項の規定による手続（次項において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするか決定する。
- 4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（失格基準価格算定対象者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定する。
- 5 契約課長は、前条第1項ただし書きの場合において、当該失格基準価格算定対象者を落札者とするときは、低入札価格審査会に報告する。

（入札参加者への通知）

第11条 契約課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表するとともに、落札者に対しては、落札決定通知書により通知する。

（調査基準価格等の公表）

第12条 調査基準価格は、落札者の決定後、公表する。

- 2 契約課長は、第10条第2項から第4項までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、審査結果概要書（様式第3号）により審査の結果の概要を公表する。

（調査期間等における入札価格の制限）

第13条 最低価格入札者又は第10条第3項若しくは第4項に規定する失格基準価格算定対象者は、当該入札の落札者とするか決定するまでの間、建設工事の種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。

- 2 調査を経て落札者となった者は、当該工事の引渡し日までの間、建設工事の種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。ただし、落札者の責によらない事由により当該工事の工期を延長したときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、当初に予定していた工事完成期限を引渡し日とみなす。
- 3 前2項に規定する者が、他の工事において低入札価格調査の対象者となる場合及び

調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、その者の入札を無効とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、第1項及び第2項に規定する者が行った調査基準価格を下回る価格での入札を無効としないことができる。この場合、その旨を入札公告又は指名通知書に記載する。
  - (1) 第5条第4項の規定により失格基準価格を適用しない工事
  - (2) 前号のほか富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会又は富山市請負工事等指名業者選定委員会が認めた工事
- 5 同一開札日に1者が2以上の案件において、調査基準価格を下回る入札をした場合は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類の高順に予定価格の高いものから低入札価格調査の対象者を決定する。
- 6 第1項又は第2項に該当する者に対して、制限する期間の通知（様式第4号の1又は2）を行う。
- 7 第2項ただし書きに該当する者に対して、制限する期間を変更する通知（様式第5号）を行う。
- 8 第1項又は第2項に規定する者が共同企業体である場合、各構成員について各項の規定を適用する。
- 9 第1項から第8項までの規定は、富山市、富山市上下水道局及び富山市病院事業局が入札公告又は指名通知する全ての工事に適用する。  
（調査基準価格を下回る価格で入札した者との契約）

第14条 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結する場合には、次の各号に規定する対応を行う。

- (1) 建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項（令和5年富山市入札公告第6号）15(1)で定める配置技術者の条件を満たさなければならない。
- (2) 施工体制台帳の提出及びそのヒアリングを行う。
- (3) 監督の頻度を高めることなどにより、監督業務を強化する。
- (4) 検査業務を強化し、中間検査を1回以上実施する。

（細則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

2 当分の間、失格基準価格に係る第5条第1項、第2項（ただし書の部分を除く。）及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、第5条第2項ただし書中「ただし、当該者の入札価格」とあるのは「入札価格」と、「以上となる場合は、この限りでない」とあるのは「未満となる入札をした者は、失格とする」と、同条第4項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項」とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月10日から施行し、同日以降に変更契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月11日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年8月19日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。